

禁複写

観音寺市大野原町福田原241番地1

株式会社 パブリック

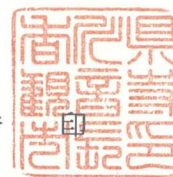
代表取締役 川崎 佳日出 様

一般廃棄物収集運搬業許可書

一般廃棄物収集運搬業を行うことを許可しましたので、観音寺市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第8条第1項の規定により許可書を交付します。

令和8年3月30日

観音寺市長 佐伯 明浩



許可番号	観音寺市許可 第1号
許可期間	令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
収集区域	観音寺市内一円
一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物(可燃ごみ) 家庭系一般廃棄物(一時的なごみ、または多量のごみなど (特定家庭用機器及び使用済小型電子機器等を含む))
許可の条件	<ul style="list-style-type: none"><li>・特定家庭用機器には家電リサイクル券が貼付されていること。</li><li>・特定家庭用機器・使用済小型電子機器等、共に屋内において施錠できるところで積替え保管をすること。</li><li>・事業系一般廃棄物(可燃ごみ)については、株式会社富士クリーン(綾川町)に搬入すること。</li><li>・他社に労働者を派遣する場合、その者が両社の業務を兼任するのであればその者の氏名並びに貴社の業務内容及び従事した時間を示す書類を毎月提出すること。</li></ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"><li>・7観生第727号</li><li>・労働者派遣契約については、契約書類、帳簿の作成及び実績報告等の書類作成事務についても同様の扱いとする。</li></ul>